

報道関係者 各位



令和5年10月10日

【照会先】

秋田労働局健康安全課

課長 北林浩之

産業安全専門官 山谷博樹

(電話)018-862-6683

令和5年度秋田労働局・林災防秋田県支部による林業現場 合同パトロールの実施について（公開パトロール）

秋田労働局（局長 山本博之）は、林業現場での死亡災害を防止するため、秋田労働局長及び林業・木材製造業労働災害防止協会（略称：林災防）秋田県支部長による合同の林業現場パトロールを下記により実施します。

秋田県内の林業における労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、長期的には減少しているものの、令和2年から継続して死亡災害が発生しているところ。資料1「秋田県内における労働災害発生推移（全産業、林業）【平成15年～令和4年】過去20年分」

令和4年においては、秋田県内において2名が林業現場で死亡し、令和5年においても既に1名が伐倒作業時において死亡している状況となっています。（資料2「林業死亡災害発生状況」）

このため、秋田労働局及び県内各労働基準監督署では、林業事業者に対し、林業における労働災害防止対策の措置状況等を確認するため、林業現場に対する監督指導等を行っているところ。この度、秋田労働局長及び林災防秋田県支部長が先頭に立って、林業現場に対するパトロールの実施状況を公開します。当日、現場では、チェーンソーによる立木の伐倒作業や高性能林業機械による作業の状況を点検し、併せて、現場作業員等に対し「安全管理の徹底」を求めることとしています。

例年、気象条件・作業条件が悪化する冬季に死亡災害が発生する傾向にあることから、この度、秋田労働局長及び林災防秋田県支部長が先頭に立って、林業現場に対するパトロールの実施状況を公開します。当日、現場では、チェーンソーによる立木の伐倒作業や高性能林業機械による作業の状況を点検し、併せて、現場作業員等に対し「安全管理の徹底」を求めることとしています。

報道機関の皆様には、労働災害防止及び林業現場の安全意識の高揚に向けた行政及び事業者団体等の取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。

記

- 1 実施日時 令和5年10月17日（火） 午前10時30分～11時40分
- 2 現場 秋田市河辺和田字ミサゴ沢地内 民有林
（案内図のとおり）
- 3 現場概要 別添のとおり



〈 裏面に続く 〉

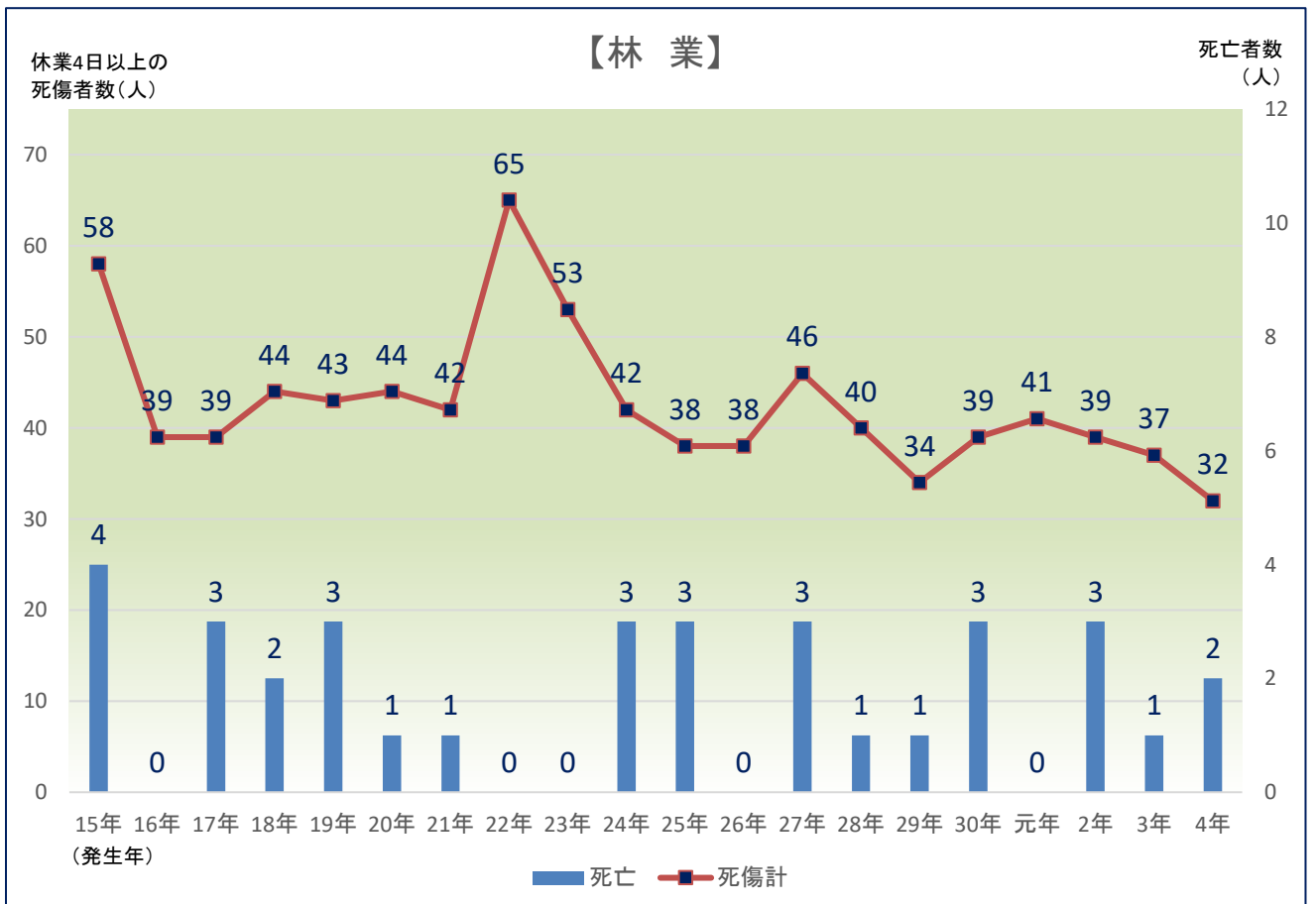
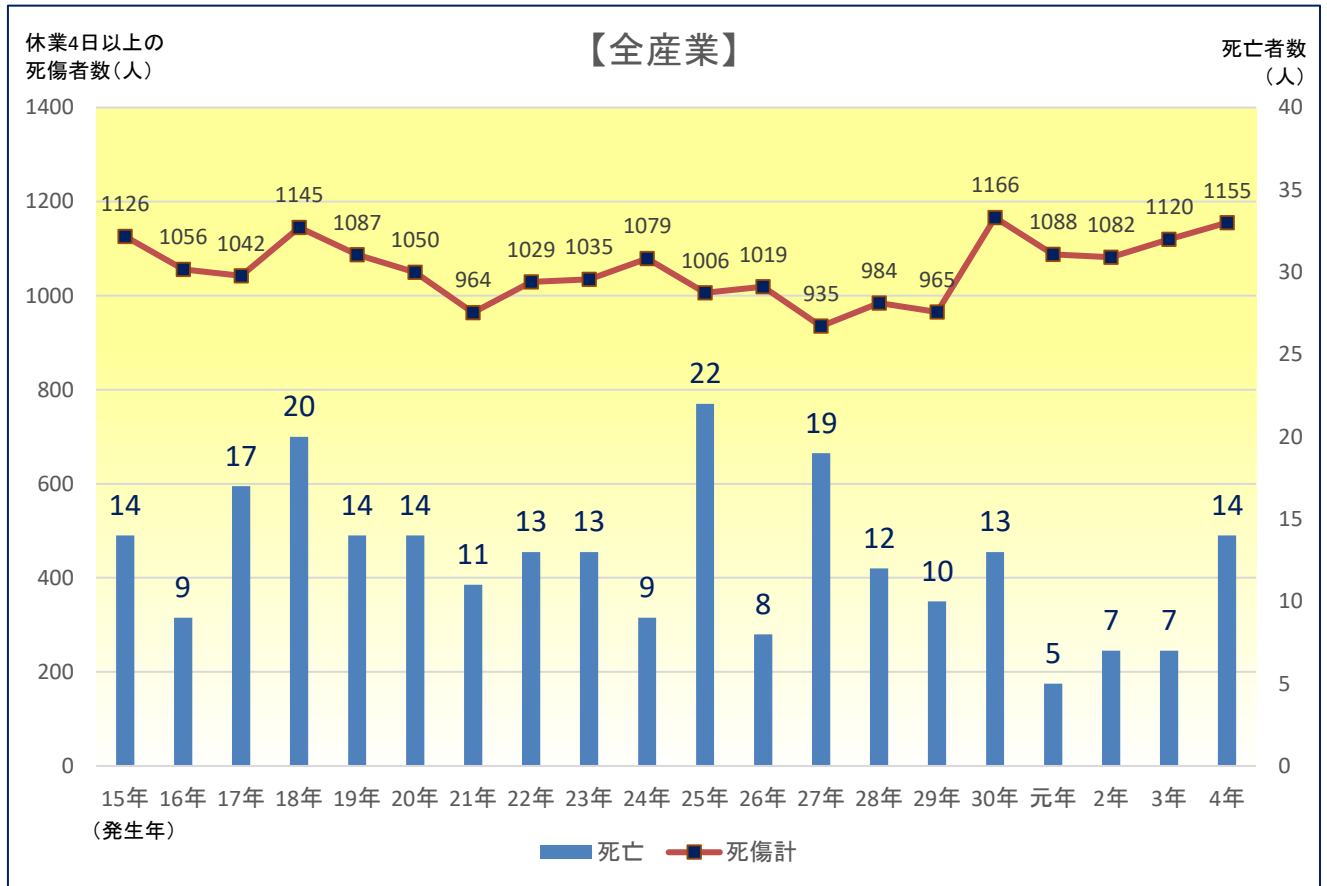
4 取材の申込みについて

取材を希望される方は、前日までに秋田労働局健康安全課（018-862-6683）
担当 産業安全専門官 山谷あてご連絡をお願いします。

なお、当日は**安全帽（ヘルメット）、長靴等を各自ご持参**願います。

また、当日は、午前 10 時 00 分までに、秋田市河辺和田の JR 和田駅南駐車場にお集まり下さい。作業現場までは車両で先導の上、ご案内いたします（JR 和田駅からパトロール現場までは 10 分程度かかります。）。

秋田県内における労働災害発生状況の推移(全産業、林業) 【平成15年～令和4年】



※ 人数は労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。

林業死亡災害発生状況

秋田労働局

令和2年発生事例

No.	署別	発生日	業種	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	秋田	令2 2月	木材伐出業 (6-2-1)	60歳代 (5~10年)	激突され	立木等	伐採作業を行っていた被災者が、作業終了時刻になっても集合場所に現れないため、作業場所を確認したところ、死亡している被災者を発見した。周囲の状況から、かかり木に別の立木を伐倒して激突させようとしたとき、伐倒木が被災者に激突したものと推定される。
2	大館	令2 4月	木材伐出業 (6-2-1)	60歳代 (10~20年)	墜落、 転落	走行集材機械	被災者は、伐倒、造材した玉切材を積載した走行集材機械を運転し、土場に向かって林道(幅約3.3m)を走行していたとき、林道の路肩から法面を転落し、多発外傷により死亡した。
3	本荘	令2 9月	木材伐出業 (6-2-1)	50歳代 (10~20年)	切れ・ こすれ	チェーンソー	被災者は伐倒作業を行っていたが、重機で付近の伐倒木の集材を行っていた同僚が伐倒木のそばで、うつ伏せに倒れている被災者を発見した。周囲の状況から、伐倒作業中にキックバック等により、太ももにチェーンソーの歯が当たり、失血死したものと推定される。

令和3年発生事例

1	大館	令3 2月	木材伐出業 (6-2-1)	70歳代 (50~60年)	墜落、 転落	その他の 環境等	労働者2名(うち1名が被災者)がフォワーダの荷台に乗り目的地まで移動した。フォワーダは積もった雪(走行路面からの高さは約1m)の横に停車し、被災者は荷台からその積もった雪の上に降車した。被災者はフォワーダの前方の走行路面上に転落し、その直後動き出したフォワーダに轢かれたものと推定される。
---	----	----------	------------------	------------------	-----------	-------------	--

令和4年発生事例

1	横手	1月	木材伐出業 (6-2-1)	50歳代 (1年未満)	激突され	立木等	杉の間伐作業において、被災者は伐倒前作業として「杉立木周辺の除雪作業」を行っていた。被災者が作業していた箇所から沢を挟んだ反対側の斜面で同僚労働者が杉立木(直径55cm、長さ34.5m)をチェーンソーで伐倒したところ、伐倒方向がずれ、被災者に直撃した。
2	大館	6月	木材伐出業 (6-2-1)	70歳代 (10~20年)	飛来、 落下	伐木等機械	杉の皆伐作業において、被災者が杉立木を伐倒しようとしたが、倒れなかったため、同僚が木材グラップル機を運転操作し、既に伐倒した杉丸太を掴み持ち上げ、その先端寄りの側面で杉立木を押し倒そうとしたところ、掴んでいた杉丸太が落下し、真下にて伐倒方向の合図を行っていた被災者に当たった。

令和5年発生事例(9月末現在)

1	大曲	3月	木材伐出業 (6-2-1)	30歳代 (10~20年)	激突され	立木等	樹高約20mのナラの木の伐木作業において、チェーンソーを用いて追い口を作っている時に、立木の幹が縦方向に裂けて折れ、被災者の背部に激突した。
---	----	----	------------------	------------------	------	-----	--